

令和4年10月12日

登録業者各位

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書
(契約保証・前払金保証)の電子化対応について(お知らせ)

標記について、令和4年3月に中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正され、契約保証等の保証証書の電子化対応がなされたことに伴い、本市でも本年4月から契約約款改正し、同様の取扱いとしたところです。

つきましては、今般、契約手続の電子化及び本市が推進する「次なる茨木DX。」に対応するため、西日本建設業保証株式会社と連携し、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書(契約保証・前払金保証)を電子(情報通信の技術を利用する方法)で受領した場合の手続を定め、令和4年10月12日から電子保証の利用を可能としますので、お知らせいたします。

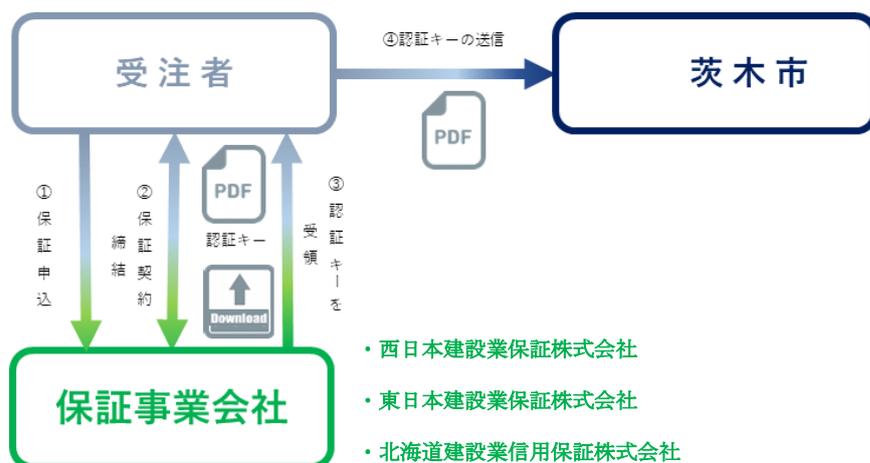
なお、今回の保証証書の電子化については、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社並びに北海道建設業信用保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となりますのでご了承ください。

また、上記保証会社の証書については、本手続きの実施以降も従来どおり書面による提出は可能ですが、下記の概要を参照いただき、電子保証もご利用ください。

記

手続きの概要

- ① 受注者は、西日本建設業保証株式会社が提供するインターネット保証申込サービス(e-Net保証)等を利用し、保証事業会社に対して保証を申し込む。
- ② 受注者と保証事業会社は保証契約を締結する。
- ③ 受注者は保証事業会社から「認証キー」を受領する。
- ④ 受注者は受領した「認証キー」を茨木市に対して電子メールに添付し、送信する。



※ 注意事項

- ・「④認証キーの送信」先は、keiyaku@city.ibaraki.lg.jp としてください。
- ・契約保証の場合は、「④認証キーの送信」後に、契約書等を持参により提出してください。
- ・前払金保証の場合は、「④認証キーの送信」後に、「前払金申請書等一式」を持参により提出してください。

問合せ先

【契約保証・前払金保証の申請等に関すること】

茨木市企画財政部契約検査課契約係

電話：072-620-1613

電子メール：keiyaku@city.ibaraki.lg.jp

【電子保証・e-Net 保証に関すること】

西日本建設業保証株式会社大阪支店

電話：06-6543-2711